

議 第 一 号

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十五年二月十四日

提 出 者

議員	提出者
西澤啓文	日下富士夫
鈴木勇治	菊地昭一
嗟峨サダ子	小山勇朗
柳橋邦彦	〃

仙台市議会議長
佐藤 正昭 様

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務調査費の交付に関する条例(平成十三年仙台市条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

仙台市政務活動費の交付に関する条例

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に、「調査研究活動」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条から第四条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第五条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第五条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、次に掲げるものとし、会派及び交付対象議員は、政務活動費を必要経費(政務活動(会派又は議員が行う市政の課題及び市民の意思を把握し市政に反映させるための活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動をいう。第十条第七項において同じ。)に資するための必要な経費をいう。第十一条において同じ。)以外に充ててはならない。

一 調査研究費 会派又は議員が行う市政に関する調査研究活動及び調査委託に要する経費

二 研修費 会派又は議員が開催する研修会、講演会等の実施に要する経費及び団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員の参加に要する経費

三 会議費 会派又は議員が開催する各種会議に要する経費及び団体等が開催する各種会議、会合への会派又は議員の市政に関する調査研究等のための参加に要する経費

四 要請・陳情活動費 会派又は議員が行う国等への要請及び陳情活動に要する経費

五 資料作成費 政務活動に必要な資料等の作成に要する経費

六 資料購入費 政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

七 広報広聴費

イ 会派又は議員が行う活動及び市政に関する政策等を市民に報告するために要する経費

ロ 会派又は議員が行う活動及び市政に関する政策等に対する市民からの要望及び意見の聴取並びに市民相談等の活動に要する経費

八 人件費 政務活動を補助する者の雇用に要する経費

九 事務所費 政務活動のための事務所の設置及び管理に要する経費

十 事務費 政務活動に要する事務経費

第六条から第九条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十条第一項、第三項、第四項及び第六項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第七項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査研究活動の」を「政務活動の」に、「調査研究活動

報告書」を「政務活動報告書」に改め、同条第八項中「調査研究活動報告書（第十二条）」を「政務活動報告書（第十二条及び第十三条）」に改める。

第十一条の見出し及び同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（使途の透明性の確保）

第十三条 議長は、収支報告書等について調査を行う等、政務活動費の適正な運用を促すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の仙台市政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき交付されている政務調査費については、なお従前の例による。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。